

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐用町は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

佐用町長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。</p> <p>保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。</p> <p>保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。</p> <p>事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。</p> <p>また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)経由で次の1～3の申請書等を受領する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 保育施設等の利用申込</li><li>2. 保育施設等の現況届</li><li>3. 児童扶養手当の現況届の事前送信</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 子育て支援システム</li><li>2. 収納消込/滞納管理システム</li><li>3. 団体内統合宛名システム</li><li>4. 中間サーバー</li><li>5. サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)子育て支援収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項</li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条及び第68条</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ol>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)          :なし          (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)          (別表第二省令における情報照会の根拠)          行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の第1号、第2号、第3号、第4号</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉課 子育て・福祉室</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>健康福祉課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>-</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>〒679-5380          兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1          佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室          電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144          E-mail: kosodateshien@town.sayo.lg.jp</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒679-5380          兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1          佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室          電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144          E-mail: kosodateshien@town.sayo.lg.jp</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span></p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者以外の情報を入手しないよう、宛名情報・個人番号・氏名等、複数の情報を確認し、照会している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	情報の利用には、静脈認証及びパスワードを使用しており、情報提供は、システムを通じて行っているため、権限の無い者が不正に利用するリスクへの対策は十分である。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月23日	評価実施機関における担当部署	①所属部署：健康福祉課 社会福祉推進室	①所属部署：健康福祉課 健康福祉推進室		
平成29年6月23日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐用町役場健康福祉課社会福祉推進室	佐用町役場健康福祉課健康福祉推進室		
平成29年6月23日	個人番号の利用	・別表第一省令第8条	・別表第一省令第8条及び第68条		
平成29年6月23日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の第1号、第2号、第3号、第4号		
令和1年5月22日	評価実施機関における担当部署	①所属部署：健康福祉課 健康福祉推進室 ②所属長：健康福祉課長 大永 克司	①所属部署：健康福祉課 子育て・福祉室 ②所属長：健康福祉課長		
令和1年5月22日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐用町役場健康福祉課健康福祉推進室	佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室		
令和1年5月22日	IV リスク管理	-	新様式変更により追加	事後	
令和2年3月16日	II- 1(いつ時点の集計か)	2015/11/18	2019/12/19	事前	評価書の再評価
令和2年3月16日	II- 2(いつ時点の集計か)	2015/11/18	2019/12/19	事前	評価書の再評価
令和3年8月11日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行 法改正によるもの
令和6年3月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	〒679-5380 佐用町役場総務課総務人事室 住所：兵庫県佐用郡佐用町佐用2611 番地1 電話：0790-82-2521 ファクス：0790-82-0131 E-mail：somu@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611 番地1 佐用町役場情報政策課 情報推進室 電話：0790-82-0690 ファクス：0790-82-0131 E-mail：joho@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
令和6年3月1日	I- 1-②		【以下の文を追加】 サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)経由で次の1～3の申請書等を受領する。 1. 保育施設等の利用申込 2. 保育施設等の現況届 3. 児童扶養手当の現況届の事前送信	事後	評価書の見直し
令和6年3月1日	I- 1-③	1. 子育て支援システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 子育て支援システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)	事後	評価書の見直し
令和6年3月27日	IV- 8		新様式変更により追加	事後	評価書の見直し
	IV- 11		新様式変更により追加	事後	評価書の見直し
	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611 番地1 佐用町役場情報政策課 情報推進室 電話：0790-82-0690 ファクス：0790-82-0131 E-mail：joho@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611 番地1 佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室 電話：0790-82-0661 ファクス：0790-82-0144 E-mail：kosodateshien@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
	II- 1(いつ時点の集計か)	2019/12/19	2026/3/27	事後	評価書の再評価
	II- 2(いつ時点の集計か)	2019/12/19	2026/3/27	事後	評価書の再評価